

寄附金控除について

お願いとご注意

税制は、毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねください。記載の情報は、必ずしも最新のものではない可能性があります。

当協会への寄附金について

当協会に対する個人の寄附金は、従前の特定公益増進法人に対して適用される「所得控除」です。

また、法人等の寄附については、損金算入をご利用いただくことができます

個人寄附の場合 《所得控除》

その年の、対象団体に対して行った寄附金金額のうち、2,000円を超える金額につき適用されます。

$$\text{寄附金額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

↑

総所得金額等の40%相当額が限度

事例

年中の総所得金額が500万円、寄附金の合計額が5万円の場合、5万円－2,000円＝4万8,000円が、総所得金額より控除されます。（控除額4万8,000円は、総所得金額500万円×40%＝200万円の限度内となりますので、4万8,000円全額が総所得金額からの控除対象となります。）

法人寄附の場合 《損金算入》

通常的一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

(A) 一般の寄附金の損金算入限度額

$$\begin{aligned} & [\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100] \times 1 / 4 \\ & = [\text{一般寄附損金算入限度額}] \end{aligned}$$

(B) 別枠の損金算入限度額

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

(1) 特定公益法人に対する寄附金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

$$\begin{aligned} & [\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100] \times 1 / 2 \\ & = [\text{特別損金算入限度額}] \end{aligned}$$

* 特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般寄附金の額に含めます。